

弁護団の紹介

住民の訴訟の弁護団です。
住民の訴訟では、埋立承認処分
の撤回を取り消した国交大臣の「裁
決」の取消を求めています。

設計概要変更不承認！

防衛局は、「埋立承認後に軟弱
地盤が見つかったため」当初予定した
工事の変更のために、昨年4月、県
に対し、設計概要変更申請をしまし
た。

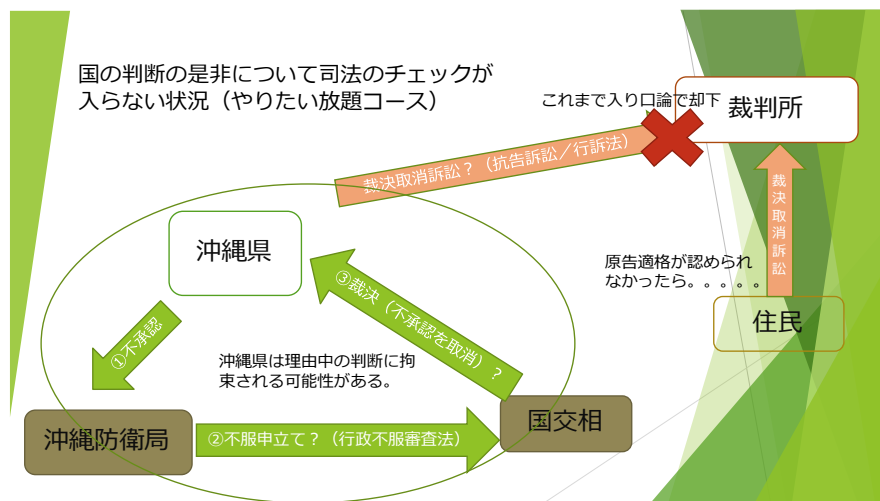
これに対し、11月25日、デニー知
事は不承認の判断をしました。

本当に「承認後」に見つかった！？

仲井真元知事は、21年6月朝
日新聞のインタビューで、埋立承認
前に、防衛省から軟弱地盤の存在
の可能性を伝えられていたことを明ら
かにしました。埋立承認時には、ボー
リング調査はほとんどされていません。

このため、国の「承認後」に軟弱地
盤が見つかったという主張自体疑わ
しいです。軟弱地盤の存在が確定
的にならないように、必要な調査をし
なかったのではと思われます。

今後予想される国の対応



撤回を取り消した時も上記のコースを辿りました。

辺野古新基地建設は閣議決定（防衛大臣も国交大臣も同じ一員）。
沖縄県の判断を国土交通大臣が取り消すと、沖縄県は国の判断の是非を
司法に問えない状況（入り口論で却下）。住民の原告適格が認められな
いと、国の判断の是非を司法に問えないことに。

★国に不服審査法コース等、国の判断の是非について司法のチェックが入
らない手段を取らせないことが大事だと思います。

国は工事全体を直ちにストップすべき！！

設計概要変更不承認の効力

今回の不承認は、軟弱地盤改良工事の区域の工事を認めないというもの
です。それ以外の区域は、仲井真基知事の埋立承認の効力で工事を進め
ることが可能で、国は現在も工事を進めています。

埋立承認は撤回されましたが、国はその撤回を取り消す旨の裁決をしまし
た。この裁決の取消しを求めて、沖縄県も住民も、それぞれ国を被告として裁
判を提起中です。裁決が取り消されると撤回が復活し、全体の工事が止まり
ます。

軟弱地盤改良が実現できなければ、今の工事が無駄に

軟弱地盤の区域は、滑走路の部分にあります。改良工事が実現できなけ
れば、滑走路として使用できません。意味がない工事はストップ！！

弁護団の紹介

住民の訴訟の弁護団です。

住民の訴訟では、埋立承認処分の撤回を取り消した国交大臣の「裁決」の取消を求めています。

4月に判決

住民の訴訟は、21年11月18日に一審が結審しました。22年4月26日（火）14時半判決です。

住民の訴訟では、①原告適格、②行訴法10条1項の主張制限、③裁決の違法性が争点になっています。

沖縄県の抗告訴訟

県も、住民の訴訟と同様に、裁決の取消訴訟を提起し、1審は残念ながら県が敗訴しました。1審は、原告適格よりも手前の「法律上の争訟」（裁判所の審判の対象）に当たらないと判断しました。一番重要な裁決が違法か否かについては、裁判所は一切判断していません。

県は控訴し、福岡高等裁判所那覇支部の判決は今年15日です。

県の裁判は、入り口却下されているため、非常に厳しい闘いです。しかし、県が司法に問わなければ、司法の壁を乗り越えることもできません。

原告適格

原告適格は、簡単にいうと「裁決」（当該行政処分）を争う資格です。この資格がなければ、裁判所は「裁決」が違法か否かの判断もしません。

仮処分の手続きで住民4名について、騒音と高さ制限を理由に原告適格が認められました。この判断は、本訴訟にも影響しますが、本案の判断ではないので、予断を許しません。

行訴法10条1項の主張制限とは

法10条1項は「自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない」と規定しています。

国は、原告の「自己の法律上の利益」は騒音であって、軟弱地盤等は原告の同利益ではないので、軟弱地盤等の主張はできないと主張しています。

行訴法10条1項の主張制限が認められてしまうと、原告適格が認められても、裁決の違法性を主張できなくなります。それでは、行政の違法を正す機会がなくなります。

この点について、行政法学者の福井秀夫先生に意見書を書いて頂きました。意見書の内容を基に、原告らは裁決の違法性全てについて主張できると反論しました。

裁決の違法性（特に軟弱地盤関係）

被告国は、軟弱地盤に関し、裁決の適法性を裏付ける証拠として18年10月の報告書を提出しています（乙132）。しかし、同報告書は、追加の調査を予定している中間的な報告書に過ぎませんでした。それ以外証拠は提出されていません。原告側からの情報開示請求で、裁決で引用されている鑑定書が開示されました。

鑑定書は、施設の目標要求性能が規定されていない段階における「概略検討の一部」にすぎず、「地盤改良を施行した護岸の安定性と地盤改良された埋立予定地の沈下予測に焦点を絞って検討したに止まり、また、目標要求性能が決定された段階での追加の地盤調査、土質試験が必要であることを指摘しています。

しかしながら、裁決は、鑑定書的前提を無視し、改良工事可能と判断しました。このような判断は考慮すべき事情を考慮していないため、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法となることを主張しました。